

## 取手地方広域下水道組合公告第1号

### 一般競争入札の執行について（郵便入札）

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年2月3日

取手地方広域下水道組合  
管理者 中 村 修

#### 1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 6国補第36-146号北部幹線管路更生工事
- (2) 工事場所 取手市井野、桑原地内
- (3) 工事概要
- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 管路施設工事            | 120.0m |
| 管きょ更生工事（既設管径φ900） | 120.0m |
| 管きょ内面被膜工（製管工法自立管） | 115.8m |
| 管きょ接続部耐震化工        | 8箇所    |
| 人孔更生工事            | 5箇所    |
| 人孔浮上抑制工           | 7箇所    |
| 換気工               | 1式     |
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで
- (5) 予定価格 金111,089,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 入札参加形態

単体のみとする。

#### 3 入札参加資格要件

入札参加者は、次の各号に掲げる入札参加資格要件をすべて備えている者とする。

- (1) 令和6年度に係る取手地方広域下水道組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年訓令第2号）第5条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 令167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく取手地方広域下水道組合の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 取手地方広域下水道組合建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成5年告示第18号）に基づく指名停止措置をこの公告の日から入札の日までの間受けていない者であること。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 関東圏内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都）に本店・支店・営業所を有する者であること。
- (6) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、土木一式工事の総合評定値（P）が800点以上の者であること。
- (7) 当該発注年度を含み、過去15年間に於いて、国・地方公共団体又は日本下水道事業団等発注の口径800mm以上の管更生工事等を元請として施工した実績があること。（JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。）
- (8) 当該工事において、建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（所属建設業者との間に3月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者に限る。以下同じ。）を契約期間中適正に配置できること。当該発注年度を含み、過去15年間に元請として、口径800mm以上の管更生工事等において主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての経験を有していること（JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。）又は、管更生工事に係る資格として、以下のいずれかの資格を有していること。
  - ①「下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）」（公社）日本下水道管路管理業協会
  - ②「下水道管路更生管理技士」（一社）日本管路更生工法品質確保協会
  - ③「下水道管きょ更生施工管理技士」（一社）日本管更生技術協会
- (9) 本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の①～⑨の要件を全て満たさなければならない。
  - ① 監理技術者補佐を選任で配置すること。
  - ② 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。
  - ③ 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - ④ 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、3月以上の雇用関係があるものであること。
  - ⑤ 同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。
  - ⑥ 特例監理技術者が兼務する工事は、取手市内・つくばみらい市内の工事であること。

- ⑦ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。
- ⑧ 特例管理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑨ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (10) 本件に係る設計業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

#### 4 入札参加申請等

- (1) 当該工事に係る競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。なお、指定する期限日までに申請書を提出しない者は当該工事に係る競争入札に参加することができない。
  - ① 事後審査方式（様式第1号）「一般競争入札参加申請書」  
※申請書については、取手地方広域下水道組合ホームページからダウンロードでき、当該公告の10ページに添付してあります。また、総務課契約検査係でも配布します。
  - ② 申請書提出日時及び宛先
    - ア 日 時) 令和7年2月4日（火）から  
令和7年2月13日（木）まで
    - イ 宛 先) 〒302-8558  
茨城県取手市小文間173番地  
取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係行
- (2) 申請書の提出は書留郵便等とし、持参及びファックス等によるものは受付しない。なお、封筒表面に「6国補第36-146号北部幹線管路更生工事」と表示し、返信用封筒（角二封筒に390円分切手を貼り返信先の宛名を記入したもの）を同封すること。
- (3) 事後審査方式（様式第2号）「一般競争入札参加確認通知書」については、令和7年2月14日（金）に通知する。
- (4) その他
  - ① 申請に関する説明会は開催しない。
  - ② 申請書及び資料等のヒアリングは行わない。
  - ③ 申請書及び資料等の作成に係る費用は申請者の負担とする。
  - ④ 提出された申請書及び資料等は、当組合における競争入札参加資格の確認以外に無断で使用することはしないものとする。
  - ⑤ 提出された申請書及び資料等は返却しない。

## 5 誓約書の提出

誓約書は令和7年2月28日（金）までに書留郵便等により提出し、入札参加者は誓約内容を厳守すること。

提出先) 〒302-8558 茨城県取手市小文間173番地

取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係

※様式については、当該公告文第4項（3）による通知書に同封する。

## 6 設計図書の閲覧、貸与及び質問等

### (1) 閲覧期間及び場所

① 日 時) 令和7年2月3日（月）から令和7年3月5日（水）まで午前9時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 場 所) 取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係

### (2) 一時貸与

設計図書の貸与は、1業者について原則として1回を限度とし、貸与を受けた翌日までに返却するものとする。

### (3) 設計図書に対する質疑がある場合のみファックスにより提出するものとする。

#### ① 提出方法

ア 日 時) 令和7年2月20日（木）当日限り

午前9時から午後5時15分まで

イ 宛 先) 取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係

ファックス番号 0297-73-6591

ウ その他) 質問がある場合にはファックス送信後、質疑書を送信した旨を電話にて総務課契約検査係まで連絡すること。

#### ② 回答方法

ア 日 時) 令和7年2月25日（火）午前中

イ その他) 回答については、質疑があった場合に限り確認通知書を交付した全者に対してファックスにより送信する。なお、質疑に対する回答書をファックスにより受信した場合には、回答書を受信した旨を電話にて総務課契約検査係まで連絡すること。

## 7 現場説明会

現場説明会は開催しない。

## 8 入札方法等

(1) 入札書は書留郵便等のみとし、持参及びファックス等によるものは受け付けない。

① 宛先 〒302-8558

茨城県取手市小文間173番地

取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係行

※郵送用封筒の記載例については、当該公告文第4項(3)による通知書に同封する。

② 入札書の到着期限は、令和7年3月5日(水)午後5時15分までに取手地方広域下水道組合必着とする。この期限を過ぎると入札には参加できない。

③ 入札書の日付については、「開札の日」を記入すること。

(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、令及び取手地方広域下水道組合契約規則(平成24年規則第8号)その他関係法令等を遵守すること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

## 9 工事費内訳書の提出

(1) 入札者は入札書の提出と同時に入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。従って、入札参加者は入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を同封すること。なお、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書が同封されていない場合の入札は無効とする。

(2) 工事費内訳書は指定する様式にて提出すること。

※様式については、当該公告文第4項(3)による通知書に同封する。

(3) 工事費内訳書については返却しないものとし、引き換え・変更又は取消しは認めない。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 競争入札(開札)執行に関すること

(1) 入札執行の日時及び場所

① 日 時) 令和7年3月6日(木)午前10時30分

② 場 所) 取手地方広域下水道組合3階第2会議室

(2) 入札執行の中止等

入札参加者が結託又は入札の公正を害するような不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、その者を入札に参加させず、入札の執行を延期又は中止できるものとする。

(3) 入札(開札)執行の立会い

本件は、郵便入札のため入札参加者の立会いは求めないものとする。ただし、入札(開札)執行の立会いを希望する入札参加者については立会いすることができるものとする。

## 1 2 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適切であると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定に基づき、くじで落札候補者を決定する。

## 1 3 入札参加資格の確認（事後審査方式）

- (1) 落札候補者は、入札参加資格を証明する確認資料を提出し審査を受けなければならない。なお、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の第2位順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

### ① 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号） 1部  
※取手地方広域下水道組合一般競争入札実施要綱（平成8年告示第11号。以下「要綱」という。）指定様式。
- イ 主任（監理）技術者配置予定表（別記1） 1部  
※要綱指定様式。
- ウ 同種工事の施工実績表（別記2） 1部  
※要綱指定様式。
- エ 最新の総合評定値通知書等の写し 1部  
※各様式については、取手地方広域下水道組合ホームページからもダウンロードできます。

### ② 提出期限

- 令和7年3月7日（金）の午前中までにファックス若しくは持参により提出すること。  
※第2位以降の順位であった者の提出期限は、別に指定する期日までとする。

### ③ 提出先

- 取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係  
ファックス番号 0297-73-6591

- (2) 入札参加資格の確認（事後審査方式）が完了し、落札者が決定したときは、要綱第10条ただし書きの規定により、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を省略し、当該落札者へその旨を別途連絡する。

#### 1 4 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。但し、説明を求める場合には、通知後3日以内（土日祝祭日を除く。）に総務課へ書面を持参して行わなければならない。

#### 1 5 入札結果の公表

- (1) 入札結果については、取手地方広域下水道組合総務課において閲覧に供するほか取手地方広域下水道組合ホームページ上で公表する。
- (2) 落札者に対しては、資格審査後速やかにその結果を連絡する。

#### 1 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要するものとし、請負代金額の10分の1以上の額で次に掲げるいずれかの保証に付すこと。
  - ① 契約保証金の納付
  - ② 契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供
  - ③ 金融機関又は保証事業会社の保証
  - ④ 公共工事履行保証証券による保証
  - ⑤ 履行保証保険契約の締結

#### 1 7 請負契約書の作成

建設工事請負契約書を作成するものとする。

#### 1 8 請負代金の支払条件

- (1) 前金払 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金保証契約を締結することを条件に請負代金額の40パーセント以内の額。ただし、1万円未満の額は切捨てる。※請負代金額が300万円未満となった場合には、請求はできないものとする。
- (2) 中間前金払 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前払金保証契約を締結することを条件に請負代金額の20パーセント以内の額。ただし、1万円未満の額は切捨てる。ただし、1万円未満の額は切捨てる。※請負代金額が500万円未満となった場合には、請求はできないものとする。
- (3) 部分払 出来高の90パーセント以内の額（2回以内）

※請負代金額が5,000万円未満となった場合には1回以内とし、請負代金額が1,000万円未満となった場合には請求はできないものとする。

- (4) 完成払 完成検査合格後、残金金額を請求日より40日以内に支払う。

## 19 建設リサイクル法の対象工事

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 20 入札の無効

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 確認通知書を交付された者であっても交付後に指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者がした入札は無効とする。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格がない者がした入札。
  - ② 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出した入札。
  - ③ 入札書の記載事項が不明確なもの又は入札書に記名押印がない入札。
  - ④ 入札金額を訂正した入札。
  - ⑤ 入札に関して不正な行為があった入札。
  - ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
  - ⑦ その他入札条件に違反した入札。

## 21 その他

- (1) 落札者は、入札参加資格の確認の際に提出した主任（監理）配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (3) 管理者は落札者が入札日から契約締結前日までに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てを行った場合、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てを行った場合又は取手地方広域下水道組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年訓令第2号）第10条の規定による入札参加資格取消しを受けた場合は当該契約予定の相手方としての資格を取消することができる。



- (4) 前2号の場合において、契約予定の相手方は管理者に対して何ら損害賠償を請求することはできない。
- (5) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 落札者は、請負契約の締結後にCORINSの登録をすること。
- (7) 3(9)に示した本件に係る設計業務の受注者とは大東虎ノ門設計株式会社であり、設計業務の受注者と資本若しくは人事面において関連があるとは次の①又は②に該当する者である。
- ① 設計業務の受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が、設計業務の受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (8) その他不明な点については次に照会のこと。
- ① 公告内容  
取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係  
直通電話番号 0297-74-4174  
一般競争入札公告及び様式等については、取手地方広域下水道組合ホームページからダウンロードできます。
- ② 工事内容及び工事实績・技術者要件等  
取手地方広域下水道組合 保全課 管路更生係  
直通電話番号 0297-74-4126

本件責任者:氏名	連絡先
担 当 者:氏名	連絡先

事後審査方式（様式第1号）

令和 年 月 日

## 一般競争入札参加申請書

取手地方広域下水道組合  
管理者 中 村 修 殿

住 所  
商号及び名称  
代表者氏名 印

令和7年2月3日付けで一般競争入札公告のあった下記の工事に係る競争入札に参加申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないことを誓約します。

### 記

- 1 工 事 名 6国補第36-146号北部幹線管路更生工事
- 2 工事場所 取手市井野、桑原地内

注意) この申請書提出の際、一般競争入札参加確認通知書の送付に使用する返信用の角二封筒：特定記録郵便（390円分の切手を貼り、返信先宛名を記入したもの。）1部をあわせて提出願います。